

写

令和7年9月18日

名取市議会

議長 長南 良彦 様

議員報酬調査検討特別委員会

委員長 大泉 徳子



議員報酬調査検討特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、会議規則第100条の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

令和 7 年 度

議員報酬調査検討特別委員会

調 査 報 告 書

令和 7 年 9 月

議員報酬調査検討特別委員会

委員会調査日程

開催日時	場 所	出席委員	欠席委員	説明のため出席した者
令和 6 年 9 月 5 日(木) 自 午後 1 時39分 至 午後 1 時52分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 6 年 9 月 30 日(月) 自 午後 2 時34分 至 午後 3 時48分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 6 年 10 月 23 日(水) 自 午後 1 時28分 至 午後 2 時34分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 6 年 12 月 17 日(火) 自 午後 3 時15分 至 午後 4 時21分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 7 年 2 月 19 日(水) 自 午後 2 時29分 至 午後 2 時54分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 7 年 6 月 4 日(水) 自 午前 11 時38分 至 午前 11 時58分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 7 年 6 月 11 日(水) 自 午後 2 時59分 至 午後 3 時22分	第4委員会室	熊谷克彦委員 外 5 名	なし	なし
令和 7 年 9 月 1 日(月) 自 午後 0 時58分 至 午後 1 時45分	第4委員会室	大久保主計 委員 外 4 名	熊谷克彦 委員	なし
令和 7 年 9 月 11 日(木) 自 午後 3 時49分 至 午後 4 時21分	第4委員会室	大久保主計 委員 外 4 名	熊谷克彦 委員	なし
令和 7 年 9 月 18 日(木) 自 午後 2 時12分 至 午後 2 時19分	第4委員会室	大久保主計 委員 外 4 名	熊谷克彦 委員	なし

議員報酬調査検討特別委員会調査報告書

令和 6 年 9 月 5 日に設置された議員報酬調査検討特別委員会に付託された事項について、次のとおり報告をいたします。

1 付託事項

議員報酬の適正化に関する事項

2 委員会調査経過

	開 催 期 日	調 査 内 容
第 1 回	令和 6 年 9 月 5 日	○正副委員長の互選
第 2 回	令和 6 年 9 月 30 日	○調査検討に係るスケジュールについて
第 3 回	令和 6 年 10 月 23 日	○議員報酬適正化の調査・検討について
第 4 回	令和 6 年 12 月 17 日	○議員報酬適正化の調査・検討について
第 5 回	令和 7 年 2 月 19 日	○議員報酬適正化の調査・検討について
第 6 回	令和 7 年 6 月 4 日	○議員報酬適正化の調査・検討に係る今後の 進め方について ○委員会調査中間報告書（案）について
第 7 回	令和 7 年 6 月 11 日	○委員会調査中間報告書（案）について ○パブリックコメントの実施について
第 8 回	令和 7 年 9 月 1 日	○パブリックコメントの結果について ○パブリックコメントの回答（案）について
第 9 回	令和 7 年 9 月 11 日	○パブリックコメントの回答（案）について ○委員会調査報告書（案）について
第 10 回	令和 7 年 9 月 18 日	○委員会調査報告書（案）について

3 調査経過の概要

（1）中間報告までの経過

議員報酬は、議会を成立させるための基本的かつ重要な事項である。

本市議会は 28 年以上据え置きとなっている議員報酬について、議

会自らその適正額を明らかにしておくことが必要であると考え、令和6年9月に本特別委員会を立ち上げた。

適正額の検討に当たり、本市議会の現状の確認及び全国の市議会との比較、本市をとりまく環境・経済状況等の変化等について調査した。

本市議会の議員定数は平成16年から合計すると5減である一方、本市の人口は増加していることから、議員一人当たりに対する人口増、併せて議会に求められる役割が高まっていることに伴い、議員活動も年々增大し、その内容も高度化・専門化している現状にある。

また、全国の市議会議員の報酬額と比較すると、平均報酬月額で議長が約1万8,000円、副議長が約4万1,000円、議員が約3万1,000円下回っており、人口規模類似団体（7万5,000人～8万5,000人）の報酬額と比較すると、平均報酬月額で議長が約3,000円、副議長が約2万7,000円、議員が約2万4,000円下回っていることを確認した。

経済状況の変化を反映させる算出方法として消費者物価指数も参考とし算出したが、議員報酬で約5万2,000円増額が妥当との結果になった。

のことから、本市の議員報酬を適正化するためには増額すべきとの考えに至ったが、大幅な増額は本市の財政を圧迫しかねないと懸念から、令和7年に宮城県知事、宮城県議会議員の給与・報酬の見直しの際に算定根拠の一つとして採用された財政力指数を用いて算定することとした。

具体的には、財政力指数が本市の令和5年度の値、0.80と同じ値で、かつ人口規模も本市と大幅に乖離しない全国の9市議会の議員報酬平均値を適正基準額とし協議を進めた。

なお、この適正基準額については、宮城県内他市との人口規模の比較からも適正であると判断した。

本市の副議長及び議員報酬は、この適正基準額より約1万1,000円低いことから、副議長及び議員報酬に1万1,000円加算する報酬額を適正額として中間案とした。

- ◎ 令和7年6月11日、議長報酬月額は据え置き、副議長報酬月額及び議員報酬月額をそれぞれ1万1,000円増とする改定案を本委員会の中間報告として提出した。

(2) 中間報告以降の経過

パブリックコメントの実施について

本特別委員会が示した中間案については、事前にその案を公表し、市民から広く意見や情報を募集する手続きであるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取した。

パブリックコメントは、令和7年7月1日から市ホームページで予告を開始し、令和7年7月11日から31日までの期間で意見を募集した。結果は、1名の市民から7項目の意見が寄せられた。

主な意見の内容としては「議員の報酬が適正であるかどうかを、議会が自ら行うのには疑問がある。」「調査結果を議会の意思として公に出せば、特別職報酬等審議会への圧力となるのではないか。」

「類似団体との比較では2～3%の差であり、必ず改定しなければならないほどの大きな差とは思えない。その反面、議長報酬が平均より高いのにそのままにしているのは、矛盾している。」「議会が調査特別委員会を設置して自らの報酬の調査を行うより、物価高の中困窮している市民福祉の向上のため、どうしたらしいかを考えてほしい。」といった内容だった。

本特別委員会は、改定案に対する意見を真摯に受け止めるとともに「名取市の発展と市民福祉の向上」という市民の負託に応えるため、常に開かれた議会づくりを推進し、市民の意思の反映に、より一層努めなければならないことを改めて確認し、信頼される議会を目指すためにも、議員報酬の改正が必要であると考えたところである。

寄せられた意見については本特別委員会において協議し、市議会ホームページに回答を掲載した。

結果の詳細については別紙資料のとおり。

4 最終報告・まとめ

本特別委員会は、これまでの調査検討の結果、中間案で示したとおり、議長報酬月額は据え置き、副議長報酬月額及び議員報酬月額をそれぞれ1万1,000円増とする改定案を最終報告とする。

今回実施したパブリックコメントにおいて寄せられた意見を重く受け止め、本市議会の最高規範である議会基本条例に規定する「議会は、住民自治の根幹をなす代表機関として、最良の意思決定を行うことにより、民主主義の発展と市民の福祉の向上を目指す地方自治の本旨の実現を使命とするとともに、合議制の機関としての特性を最大限に活かし、常に開かれた議会づくりを推進し、市民の意思の反映に努めなければならない。」ことを再確認し、市民が求める議会の実現と、議員活動を着実に遂行することを改めて決意したところである。

議員報酬の適正化については、全国市議会議長会が「小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。」と報告している。本市議会も今後、議員のなり手不足といった課題に直面する可能性を否定できない。よって、適正な報酬額とすることで、誰もが安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考える。そして若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進し、議会が活性化することを望むものである。

なお、今後の方針として、議員任期の4年間に議員報酬の調査及び検討を行い、次期の議員報酬適正額を示すことで、不断の見直しと適正化に取り組むこととしたい。

【改定案】

議長報酬月額は据え置き、副議長報酬月額及び議員報酬月額をそれぞれ1万1,000円増とする。

名取市議会議員報酬 改定案（月額）

（単位：円）

	議長報酬	副議長報酬	議員報酬
現行報酬額	504,000	420,000	395,000
見直し後	504,000	431,000	406,000
増額分	0	11,000	11,000

【算定根拠】

財政力指数が本市の令和5年度の値、0.80と同じ値で、かつ人口規模も本市と大幅に乖離しない全国の9市議会の議員報酬平均値を調査した。その結果、本市の副議長及び議員報酬は約1万1,000円、平均値より低いことが分かった。その数値を参考にし、副議長及び議員報酬に1万1,000円加算する報酬額を適正額として最終案とする。

財政力指数から見た議員報酬月額（財政力指数0.80の市）

順位	県名	市名	人口 (人)	議員数 (人)	議員報酬月額（円）		
					議長	副議長	議員
	宮城県	名取市	79,792	21	504,000	420,000	395,000
1	宮城県	岩沼市	43,137	16	449,000	385,000	363,000
2	茨城県	牛久市	83,820	22	450,000	410,000	390,000
3	群馬県	館林市	73,677	18	470,000	420,000	390,000
4	埼玉県	東松山市	87,223	21	470,000	417,000	402,000
5	埼玉県	志木市	76,109	14	430,000	378,000	357,000
6	埼玉県	鶴ヶ島市	69,836	18	433,000	379,000	355,000
7	愛知県	蒲郡市	73,979	20	532,000	489,000	457,000
8	滋賀県	守山市	85,881	20	500,000	430,000	424,000
9	兵庫県	高砂市	86,402	19	629,000	575,000	522,000
平均			75,563	19	484,778	431,444	406,667
名取市と平均との比較					19,222	-11,444	-11,667

※財政力指数：令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）より

議員報酬調査検討特別委員会

委員長 大泉 徳子

副委員長 菊地 忍

委員 熊谷 克彦

委員 大久保主計

委員 吉田 良

委員 小野寺美穂

議員報酬の適正化（報酬改定）に係るパブリックコメント 実施結果

1 意見募集の概要

予告期間	令和7年7月 1日（火）から7月10日（木）まで
実施期間	令和7年7月11日（金）から7月31日（木）まで
閲覧方法	市議会ホームページ、議会図書室
意見の提出方法	電子メール、ファクシミリ、郵送、持参
意見の提出先	名取市議会事務局

2 意見募集の結果

- (1) 提出者数：1人（内訳：電子メール 1人）
- (2) 意見件数：7件

■ 提出された意見と意見に対する考え方

議員報酬の適正化（報酬改定）に係るパブリックコメントをお寄せいただきありがとうございました。

7項目にわたる内容の御意見と受け止め、回答いたします。

それぞれの御意見に対する議員報酬調査検討特別委員会の考えは一覧のとおりです。

お寄せいただいた御意見は、議員報酬の改定を慎重に進めるべきとの声であると受け止めさせていただきましたが、中間報告書でお示したとおり、本市議会が置かれた現在の状況等を鑑み、議員報酬の改定が必要だと考えております。

本特別委員会としましては、今回お寄せいただいた御意見も含めた上で、調査報告書を作成し、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に最終的な判断を委ねてまいります。

NO	提出された意見	意見に対する考え方
1	議員報酬等については、市長の諮問により名取市特別職報酬等審議会で審議され、市長が議会に提案するものではないのでしょうか。議員の報酬が適正であるかどうかを、議会が自ら行うのには疑問があります。	議員報酬等につきましては、名取市特別職報酬等審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、名取市特別職報酬等審議会を置くこととなっております。 名取市議会基本条例第24条には「議員定数及び議員報酬については、市政の現状、課題及び将来の予測及び展望並びに市民の客観的意見等を十分考慮するとともに、市民からの理解を得られるようその適正化に努めるものとする。」と規定しており、それに基づいて令和6年9月5日に議員報酬調査検討特別委員会を設置し、議会自ら報酬の適正化に関する事項について調査検討を行ってきたものです。
2	中間報告の後、最終報告をし、調査結果を議会の意思として公に出せば、審議会への圧力となるのではないか。	本特別委員会では、全国の市議会との比較や本市をとりまく環境・経済状況等の変化を踏まえて適正額を調査検討し、中間報告では本市と財政力指数が同じ値で、かつ人口規模も本市と大幅に乖離しない他自治体との比較により適正額を算出いたしました。 本特別委員会の最終報告書はパブリックコメントで寄せられた御意見も含めて市長へ提出する予定ですので、特別職報酬等審議会での参考資料となると捉えておりますが、パブリックコメントで寄せられた御意見も含めて最終報告といたしますので、審議会への圧力となるとは考えておりません。
3	副議長、議員報酬が10%とか20%とか大きな差があるのならまだしも、類似団体との比較では2~3%の差であり、必ず改定しなければならないほどの大きな差とは思えません。その反面、議長報酬が平均より高いのにそのままにしているのは、矛盾していると思います。	前回の報酬額の改定から28年以上が経過し、その間、人口増の中、議員定数を削減してまいりました。また、物価高騰や人事院勧告による公務員給与改定などからも議員報酬の引き上げが必要であるとの認識のもと、その額について議論してまいりました。議長報酬については他自治体に比べて高いという認識はないものの、現状のままという結論に至りました。
4	議員報酬が適正であるかどうかは、他自治体との比較ではなく、現在の報酬額に対してそれに見合う仕事をしているかどうか、議員それぞれがそのことをどう思っているのか、確認はしたのでしょうか。 現在の議員が、現在の議員報酬に不満を持っているのでしょうか。	現在、本市議会では平成23年に制定した「名取市議会基本条例」のもと、不断の議会改革を行っています。個々の議員に確認はしておりませんが、各委員会、各会派、そして議員がそれぞれ活発な議会活動や議員活動に取り組んでおります。「名取市議会基本条例」については、評価・検証も行っております。今回の報酬の見直しに当たり、事前に全議員で報酬に関する研修を受け、会派代表者会議に諮ったうえで、議員報酬調査検討特別委員会を設置し、調査にあたってまいりました。今後の諸手続きを経て、市長より報酬額改定の条例改正案が提出された場合、議員個人の賛否は採決により示されることとなります。
5	名取市議会と同じように、自らの報酬を、委員会を設置して調査した議会があるのかどうかは調査したのでしょうか。	県内の市議会では、大崎市議会（H31設置 議員定数・報酬等調査検討特別委員会）、白石市議会（R2設置 議員定数・報酬検討特別委員会）において委員会調査を行っていることを確認しております。なお、全国の市議会ではほかにも例を確認しております。
6	議会が調査特別委員会を設置して自らの報酬の調査を行うより、物価高の中困窮している市民福祉の向上のため、どうしたらいいかを考えてほしいですね。	今回、議員報酬の適正化に係る特別委員会を立ち上げ、調査を開始したのは、本市の議員報酬額は28年以上据え置きとなっていること、本市は人口増が続いている一方で議員定数の削減等により議員1人当たりの活動が増加傾向にあること、また全国的にも問題となっている地方議会議員のなり手不足は本市議会においても今後課題となる可能性があること、などの理由によるものであり、今後も、本市議会が住民自治の根幹をなす代表機関として最良の意思決定を行っていくために議員報酬の適正化が必要であると判断したからです。 なお、名取市議会基本条例第1条に「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と規定しているとおり、本市議会は市民福祉の向上に向け、物価高騰対策についても継続して取り組んでまいります。
7	最終報告をせず、中間報告をもって終了とし、委員会は解散すべきではないでしょうか。	名取市議会会議規則第100条には「委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。」と規定しております。 よって、本規則に基づき、議員報酬調査検討特別委員会に付託された「議員報酬の適正化に関する事項」について調査が終わりましたら、最終報告書を作成する予定としております。